

埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱

- 1 県は、戦没者遺族の援護の増進を図るため、一般財団法人埼玉県遺族連合会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
この補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- 2 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表1のとおりとする。
ただし、補助額は、当該所要経費の額を超えないものとする。
- 3 海外戦没者慰霊事業遺族参列に要する経費の補助基準は、別表2のとおりとする。
- 4 沖縄「埼玉の塔」慰霊青少年派遣に要する経費の補助基準は、別表3のとおりとする。
- 5 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別表1のとおりとする。（提出期限が日曜日、土曜日及び祝祭日にあたる場合は、その前日とする。）ただし、年間を通じて実施する事業は、この限りでない。
- 6 前記5の申請書には、規則第4条第2項に掲げる書類の添付は要しない。
- 7 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 8 一般財団法人埼玉県遺族連合会会長は、交付決定を受けた後、補助金の請求をするものとする。
- 9 この補助金は、概算払いで交付する。
- 10 一般財団法人埼玉県遺族連合会会長は、知事の要求があったときは、補助金の交付対象となる事業の遂行状況について、書面で知事に報告しなければならない。
- 11 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、提出期限は、事業完了後30日以内とする。
- 12 一般財団法人埼玉県遺族連合会会長は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等について証拠書類を整備し、翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- 13 一般財団法人埼玉県遺族連合会会長は、様式第4号に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

- 附則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要綱は、平成 18 年 12 月 26 日から適用する。
- 附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

別表 1

補助対象経費、補助額及び各種書類提出期限等

	補助金交付の対象経費	補 助 額 (円)	申請書 提出期限	実績報告書 提出期限
1	戦没者遺族援護事業に要する経費 (1) 支部及び町村等の連絡調整に 要する経費 (2) 機関紙等の発行及び戦没者遺 族の購読に要する経費 (3) ほまれ会館の維持管理に要す る経費 (4) 戦没者遺族の援護及び福祉向 上に要する経費	予算の範囲内で 別に定める額	当該年度の 5月31日	翌年度の 4月30日
2	研修会開催及び遺族福祉事業に要 する経費	予算の範囲内で 別に定める額	当該年度の 5月31日	翌年度の 4月30日
3	全国戦没者追悼式遺族参列に要す る経費	予算の範囲内で 別に定める額	実施開始日の 30日前	実施終了日から 30日以内
4	一般財団法人埼玉県遺族連合会が 実施する海外戦没者慰霊事業遺族 参加に要する経費	予算の範囲内で 別に定める額	実施開始日の 30日前	実施終了日から 30日以内
5	沖縄「埼玉の塔」追悼式遺族参列に 要する経費	予算の範囲内で 別に定める額	実施開始日の 30日前	実施終了日から 30日以内
6	沖縄「埼玉の塔」慰霊青少年派遣に 要する経費	予算の範囲内で 別に定める額	実施開始日の 30日前	実施終了日から 30日以内

別表 2

海外戦没者慰霊事業遺族参加に要する経費の補助基準

<p>1 補助額</p>	<p>予算の範囲内で別に定める額。 ただし、遺族の介助者が参加する場合は、遺族に対する補助額の1/2とする。</p>
<p>2 補助対象遺族選考基準</p>	<p>(1) 補助の対象となる遺族は、慰霊巡拝を実施する地域における戦没者の遺族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、三親等内の親族）とし、当該慰霊巡拝への参加に当たり健康上支障ない旨の医師の診断書を得た者とする。 (2) 補助対象となる遺族は、原則として戦没者1人について1人とする。</p>

別表 3

沖縄「埼玉の塔」慰霊青少年派遣に要する経費の補助基準

<p>1 補助額</p>	<p>予算の範囲内で別に定める額。 ただし、遺族1人当たりの旅費の1/2を補助する。</p>
<p>2 補助対象遺族選考基準</p>	<p>補助の対象となる遺族は、小・中学生である戦没者の孫又は曾孫とし、当該慰霊派遣に参加する者とする。</p>

様式第 1 号

年度埼玉県遺族連合会事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記により 年度埼玉県遺族連合会事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助に係る経費名及び補助金交付申請額

(単位 円)

補 助 に 係 る 経 費 名	補助金交付申請額
合 計	

2 事業計画書

別紙 1 のとおり

3 歳入歳出予算書 (抄本)

別紙 2 のとおり

事業計画書

1 事業名	
2 事業実施期間	
3 事業の目的・ 内容	
4 交付を受けよう とする補助金額の 積算基礎	

年度埼玉県遺族連合会歳入歳出予算書抄本

(歳入)

(単位 千円)

科 目		予 算 額	摘 要
中 区 分	小 区 分		

(歳出)

(単位 千円)

科 目		予 算 額	摘 要
中 区 分	小 区 分		

上記は、年度歳入歳出予算書抄本に相違ありません。

年 月 日

一般財団法人埼玉県遺族連合会会長

様式第2号

年度埼玉県遺族連合会事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

一般財団法人埼玉県遺族連合会会長 様

埼玉県知事

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度埼玉
県遺族連合会事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 補助に係る経費名及び補助金交付決定額

(単位 円)

補助に係る経費名	補助金交付決定額
合 計	

2 支払方法 払

3 条 件

- (1) 事業を変更し、中止し、又は、廃止しようとする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (2) この補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業完了後5年間保管しなければならない。

年度埼玉県遺族連合会事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県遺族連合会事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に
関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助に係る経費名、補助事業の実施期間及び補助金交付決定額

(単位 円)

補 助 に 係 る 経 費 名	補助金交付決定額
合 計	

- | | |
|-----------------------|---------|
| 2 補助事業の成果 | 別紙1のとおり |
| 3 補助事業に要した経費の精算に関する事項 | 別紙2のとおり |
| 4 決算（見込）書抄本 | 別紙3のとおり |

成 果 表

1 補助事業の名称	
2 補助事業の成果	

精 算 書

1 補助事業の名称	
2 交付決定額	
3 支 出 済 額	
4 差引過不足額	
5 補助金使途内訳	

年度埼玉県遺族連合会決算（見込）書抄本

（歳入）

（単位 千円）

科 目		収入（見込）額	摘 要
中 区 分	小 区 分		

（歳出）

（単位 千円）

科 目		支出（見込）額	摘 要
中 区 分	小 区 分		

上記は、 年度決算（見込）書抄本に相違ありません。

年 月 日

一般財団法人埼玉県遺族連合会会長

様式第4号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：